

# 令和8年度岡山県原子力防災訓練運営支援業務委託仕様書

## 1 業務名

令和8年度岡山県原子力防災訓練運営支援業務

## 2 業務目的

岡山県が岡山県地域防災計画（原子力災害等対策編）等に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター（以下「人形峠環境技術センター」という。）における原子力災害発生（警戒事態該当事象発生から原子力災害対策特別措置法第10条該当事象に進展する災害）を想定し、国、岡山県、鳥取県、鏡野町、三朝町など関係機関の連携や上齋原オフサイトセンターでの初動対応に係る図上訓練（以下「訓練」という。）を実施する。

本業務は、訓練が円滑に実施され、訓練目的が達成できるよう岡山県に対して支援を行うことを目的とする。

## 3 訓練概要

### （1）実施日程及び場所

日程：令和8年11月20日（金）

場所：上齋原オフサイトセンター（岡山県苫田郡鏡野町上齋原514-1）等

### （2）主な参加予定機関

岡山県、鳥取県、鏡野町、三朝町、原子力規制庁、岡山県警察、津山圏域消防組合、人形峠環境技術センター等（約80名程度参加予定）

### （3）訓練実施項目

#### ア 訓練要員研修

- ・原子力防災の基礎や人形峠環境技術センターの施設概要等を説明する。
- ・上齋原オフサイトセンター・機能班の役割説明や、センター内の機器操作説明・実習等を行う。
- ・機能班別にケーススタディによる課題演習等を行う。
- ・図上訓練の概要や開始時状況等を説明する。

#### イ 図上訓練

- ・原子力災害対策特別措置法で定められた事象等を踏まえたオフサイトセンターの活動について図上訓練を実施する。
- ・訓練参加者は与えられた付与情報を基に、機能班ごとに対応を検討するとともに、他の機能班と連携した演習を実施する。
- ・事象の進展に伴い、現地事故対策連絡会議等を開催する。

#### ウ 訓練評価

- ・訓練参加者や評価員等により、実施した訓練の評価・検討等を行う。

#### エ その他

- ・本訓練に合わせ、関係機関が関連訓練を行う場合がある（本業務対象外）。

（関連訓練例）

緊急時モニタリング訓練、救助及び救急搬送訓練、救護所開設訓練等

## 4 業務概要

岡山県が令和8年11月20日（金）に上齋原オフサイトセンター等で実施する訓練において、次の支援を行う。

### (1) 訓練前

- ア キックオフ会議及び訓練打合せへの参加  
（岡山県内またはオンライン／計2回以上）
- イ 業務計画の作成
- ウ 訓練全般計画の作成
- エ 要員研修資料の作成
- オ 図上訓練計画の作成

### (2) 訓練時

- ア 訓練要員研修・図上訓練の運営（進行管理、機器の障害対応等）
- イ 図上訓練の評価

### (3) 訓練後

- ア 訓練検証会議の資料作成及び出席（岡山県内／1回）
- イ 業務報告書の作成
- ウ 訓練の結果を踏まえ、岡山県地域防災計画（原子力災害等対策編）及び原子力関係マニュアルについて、見直すべき内容があれば、その内容を報告書により提出する。

## 5 業務項目

### (1) 運営支援

- ア キックオフ会議の開催
  - ・岡山県が主催するキックオフ会議に出席し、岡山県、鳥取県、鏡野町、三朝町、人形峠環境技術センターほか関係機関に対し、本年度の訓練要員研修及び図上訓練の内容について、訓練全般計画を用いて説明すること。
- イ 訓練シナリオ等の立案
  - ・人形峠環境技術センターにおいて保管している放射性物質の量と人形峠環境技術センターにおける現在の作業、工程等を考慮した事故シナリオに基づき、訓練シナリオや状況付与計画等図上訓練を行う上で必要な資料を作成すること。  
なお、関係機関の意見・要望等や、岡山県庁等と上齋原オフサイトセンターをつなぐTV会議を実施する内容を考慮したシナリオとすること。
- ウ 訓練要員研修資料の作成
  - ・訓練要員研修のカリキュラムや講義資料等を作成すること。
  - ・訓練要員研修資料一式を印刷し、参加者に配付すること。
- エ 実施の支援
  - ・図上訓練は、オフサイトセンターでの初動対応に重点を置き、関係機関・オフサイトセンター機能班の連携が深まるよう実施すること。
  - ・訓練要員研修及び図上訓練が円滑に進行するよう支援すること。
  - ・訓練ではオフサイトセンターの運営支援業者である東芝ITサービス株式会

社（連絡窓口：営業統括部第三営業部第三担当（044-577-7549））の運営支援を受けること。

- ・訓練で次のとおりスタッフを配置すること（業務重複しなければ兼務可）。

- ①訓練全体を統括するスタッフ 1名以上
- ②司会進行を行うスタッフ 1名以上
- ③訓練参加者へのアドバイザー 4名以上
- ④機器オペレーター・操作説明者 2名以上
- ⑤コントローラー 5名以上

（他に県、県警、事業者等へのコントローラー協力相談可）

- ・受付事務を行うこと。
- ・参加者及び視察者の名札の作成を行うこと。
- ・訓練で使用する機材や通信手段（コントローラー用携帯電話等）は、受注者が準備すること。ただし、オフサイトセンターの設備を用いることができる。
- ・研修及び訓練の様子をオンライン配信すること。
- ・写真撮影等により訓練状況を記録すること。

## （2）訓練評価

### ア 評価員による評価

- ・訓練項目における実施状況について、専門家を含めた評価員により評価を実施すること。

### イ アンケートの実施

- ・訓練参加者を対象としたアンケートを実施し、意見を集約すること。

## （3）報告書作成

- ・訓練検証会議に出席し、（2）の結果を説明すること。
- ・訓練検証会議の結果を踏まえ、訓練の概要、訓練評価及びアンケートの集計結果を報告書として取りまとめること。
- ・訓練検証会議の結果等に基づき、地域防災計画（原子力災害等対策編）及び原子力関係マニュアルにおいて見直すべき内容があれば、その内容を報告書により提出すること。

## 6 委託期間

契約締結の日から令和9年3月10日まで

## 7 成果品（業務報告書）の納入

（1）納期 令和9年3月10日（水）

（2）納入場所 岡山県危機管理課

（3）成果品の種類、数量等

ア 業務報告書（紙媒体）：9部

イ 業務報告書（CD等の電子媒体）：1枚

## 8 支払

本業務に係る対価の支払は、岡山県による検査後、契約書の定めに基づき支払う。

## 9 その他

- (1) 仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は仕様書に定めのない事項については、必要に応じて岡山県と受託者が協議の上、定めるものとする。
- (2) 本業務の内容を変更する必要がある場合は、岡山県と受託者で協議の上、契約内容を変更できることとする。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令の規定に従い個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (責任体制の整備)

第2 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

#### (作業責任者等の届出)

第3 受託者は、この契約による個人情報の取扱いに係る作業責任者、作業従事者及び作業場所を定め、書面により岡山県に報告しなければならない。  
2 受託者は、作業責任者、作業従事者又は作業場所を変更する場合は、あらかじめ岡山県に報告しなければならない。

#### (秘密の保持)

第4 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。  
2 受託者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

#### (教育の実施)

第5 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識その他この契約による業務のうち個人情報を取り扱うもの（以下「個人情報取扱業務」という。）を適切に実施するために必要な事項に関する教育及び研修を作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

#### (収集の制限)

第6 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (個人情報の適正管理)

第7 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又

は毀損の防止その他の当該個人情報の適正な管理のため、次に定めるところにより、その管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室する者の管理が可能な保管室で嚴重に当該個人情報を保管すること。
- 二 岡山県が指定した場所へ持ち出す場合を除き、当該個人情報が記録された資料等を作業場所から持ち出さないこと。
- 三 当該個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 岡山県の指示又は承諾がある場合を除き、岡山県から提供された個人情報が記録された資料等を複製し、又は複写しないこと。
- 五 当該個人情報を電子データで保管する場合は、当該電子データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録された電子データの正確性について、定期的に点検すること。
- 六 当該個人情報を管理するための台帳を整備し、当該個人情報の利用者、保管場所その他の当該個人情報の取扱いに関する状況を当該台帳に記録すること。
- 七 作業場所に、私用のパソコン、記録媒体その他私用の物を持ち込ませないこと。
- 八 当該個人情報を利用する作業を行うパソコンに、当該個人情報の漏えいにつながると思われる業務に関係のないソフトウェアをインストールしないこと。

#### (利用及び提供の制限)

- 第8 受託者は、岡山県の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 2 受託者は、岡山県と受託者間の個人情報の受渡しに関しては、岡山県が指定した手段、日時及び場所で行い、岡山県から個人情報を提供された場合は、岡山県に当該個人情報の預り証を提出しなければならない。

#### (再委託)

- 第9 受託者は、岡山県の承認がある場合を除き、個人情報取扱業務を第三者に再委託してはならない。
- 2 受託者は、個人情報取扱業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報、再委託先における個人情報の取扱いの安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、あらかじめ書面により再委託する旨を岡山県に申請し、その承認を得なければならない。
  - 3 前項の規定により個人情報取扱業務の一部を再委託する場合は、受託者は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、岡山県に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
  - 4 受託者は、再委託先との契約において、岡山県及び受託者の再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法を具体的に定めなければならない。

- 5 受託者は、再委託先に対して、再委託した個人情報取扱業務の実施状況を管理し、及び監督するとともに、岡山県の求めに応じて、管理及び監督の状況を岡山県に対して適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第10 受託者は、個人情報取扱業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該労働者に個人情報取扱業務を適正に実施するために必要な義務を遵守させなければならない。
- 2 前項に規定する場合において、受託者は、岡山県に対して、当該労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の返還又は廃棄)

- 第11 受託者は、この契約による業務を行うために岡山県から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報及び当該個人情報が記録された資料等は、業務完了後、岡山県の指示に基づいて岡山県に返還し、廃棄し、又は個人情報を消去しなければならない。
- 2 受託者は、第1項の規定による資料等の廃棄又は個人情報の消去に際し、岡山県から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
  - 3 受託者は、第1項の規定により資料等を廃棄する場合は、当該資料等を物理的に破壊する等記録された個人情報を判読し、復元することができないように確実な方法で廃棄しなければならない。
  - 4 受託者は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合は、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報を判読し、復元することができないように確実に消去しなければならない。

(点検の実施)

- 第12 受託者は、岡山県から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに岡山県に報告しなければならない。

(監査及び検査)

- 第13 岡山県は、個人情報取扱業務について、第1から第14までの規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを検証し、及び確認するため、受託者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。
- 2 岡山県は、前項に規定する目的を達するため、受託者に対して必要な情報の提供を求め、又は個人情報取扱業務の実施に関して必要な指示をすることができるものとし、受託者は、これに従わなければならない。

(事故時の対応)

- 第14 受託者は、この契約による業務に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに岡山県に対し

て、当該事故に関わる個人情報内容及び件数並びに当該事故の発生場所及び発生状況を書面により報告し、岡山県の指示に従わなければならない。

- 2 岡山県は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第15 岡山県は、受託者が第1から第14までに定める義務を履行しない場合は、この契約に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による解除により損害を受けた場合においても、岡山県に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第16 受託者の故意又は過失の有無を問わず、受託者がこの契約の内容に違反し、又は怠ったことにより、岡山県に対する損害を発生させた場合は、受託者は、岡山県に対して、その損害を賠償しなければならない。